

三次市水道事業における水道事業漏水等緊急工事事業者登録要領を次のように定める。

令和6年4月17日

広島県水道広域連合企業団三次事務所長 山 本 政 幸

## 三次市水道事業における水道事業漏水等緊急工事事業者登録要領

### (目的)

第1条 この要領は、送配水管の漏水等の発生に際し、迅速かつ的確な緊急工事を実施することによりその影響を最小限に止め、もって市民生活の安定を図るため、緊急工事を行う者（以下「緊急工事事業者」という。）の登録について必要な事項を定めることを目的とする。

### (資格)

第2条 緊急工事事業者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 三次市契約規則（平成16年三次市規則第74号）第3条の規定により一般競争入札の参加に必要な資格を有すると認められた者
- (2) 分岐工事について指定給水装置工事事業者に指定された者
- (3) 緊急工事の要請に対しておおむね1時間以内に発生現地の確認に参集できる体制を有する者

### (登録手続)

第3条 緊急工事事業者に登録しようとする者は、水道事業漏水等緊急工事事業者登録申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を広島県水道広域連合企業団三次事務所長（以下「所長」という。）に提出しなければならない。

- 2 前項の申請を受けた所長は、前条各号のいずれにも適合していると認めるときは、水道事業漏水等緊急工事事業者名簿（様式第2号。以下「名簿」という。）に登録するものとする。

### (登録期間)

第4条 前条の登録期間は、名簿に登録された日から2年間とする。

- 2 登録を更新しようとする緊急工事事業者は、登録期間が満了する1月前までに前条に定める登録手続を行わなければならない。その場合の登録期間は、前の登録期間満了の日の翌日から2年間とする。
- 3 前2項の場合において、所長が特に必要があると認めるときは、登録期間を短縮することができる。

### (登録内容の変更)

第5条 緊急工事事業者は、申請書の内容に変更が生じたときは、速やかに所長に届け出なければならない。

### (研修等の実施)

第6条 所長は、必要に応じて研修、参集訓練等を実施し、緊急工事の施行に関し緊急工事事業者の技術力の向上及び早期対応体制の整備を図るよう努めなければならない。

### (緊急工事の依頼)

第7条 所長は、緊急工事事業者に名簿の順にあらかじめ予告のうえ、必要が生じたときに緊急工事を依頼する。

- 2 前項の依頼を受けた緊急工事事業者は、速やかに所長の指示に基づく必要な工事を行

わなければならない。

(対応できない場合の措置)

第8条 緊急工事事業者が前条の規定による緊急工事の依頼に応じることができないときは、所長は名簿の次順の工事事業者に緊急工事を依頼するものとする。

(登録資格の停止)

第9条 緊急工事事業者が次のいずれかに該当する場合は、それぞれ定める期間につき登録資格を停止するものとする。

(1) 三次市建設工事指名除外基準要綱（平成16年三次市訓令第41号）の規定により指名除外となった場合 指名除外の期間

(2) 緊急工事事業者が緊急工事の依頼に2回連続して応じることができなかった場合  
6箇月

(登録資格の抹消)

第10条 緊急工事事業者が次のいずれかに該当する場合は、登録資格を抹消するものとする。

(1) 前条第2号の停止を受けた緊急工事事業者が当該停止終了後の初回の緊急工事の依頼に対応できない場合

(2) 緊急工事の履行に当たり不正の行為をしたと認められる場合

2 登録資格の抹消を受けた緊急工事事業者は、登録資格の抹消を受けた日から1年間、第3条に定める登録申請を行うことはできない。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、施行に関し必要な事項は、所長が別に定める。

附 則

この要領は、令和6年4月17日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

年 月 日

水道事業漏水等緊急工事事業者登録申請書

広島県水道広域連合企業団 三次事務所長 様

申請者 所在地

名称

代表者



水道事業漏水等緊急工事事業者に登録したいので、三次市水道事業における水道事業漏水等緊急工事事業者登録要領第3条の規定に基づき申請します。

一般競争入札参加資格	認定日	年 月 日	
	番号	第 号	
分岐工事に係る指定給水装置工事業者	指定日	年 月 日	
	番号	第 号	
営業日等	営業日		
	営業時間		
	休業日		
参集に要する時間(※)	営業日	午前零時から午前5時まで	約 分
		午前5時から始業時間まで	約 分
		営業中	約 分
	休業日	終業時間から午後10時まで	約 分
		午後10時から午前零時まで	約 分
		午前零時から午前5時まで	約 分
		午前5時から午後10時まで	約 分
	午後10時から午前零時まで	約 分	
連絡体制	別紙「緊急連絡体制表」のとおり		

※ 参集に要する時間は、管理者から要請を受けて状況確認のため、発生現地に到達するために要する見込時間とし、発生現地を三次市寺戸浄水場内と想定して算出すること。

別紙

緊急連絡体制表

区分		順位	氏名(名称)	電話番号	
営業日	午前零時から 午前5時まで	1		固定	
				携帯	
		2		固定	
				携帯	
		3		固定	
				携帯	
	午前5時から 始業時間まで	1		固定	
				携帯	
		2		固定	
				携帯	
		3		固定	
				携帯	
	営業中	1		固定	
				携帯	
		2		固定	
				携帯	
		3		固定	
				携帯	
終業時から 午後10時まで	1		固定		
			携帯		
	2		固定		
			携帯		
	3		固定		
			携帯		
午後10時から 午前零時まで	1		固定		
			携帯		
	2		固定		
			携帯		
	3		固定		
			携帯		
休業日	午前零時から 午前5時まで	1		固定	
				携帯	
		2		固定	
	午前5時から 午後10時まで			固定	
		2		携帯	
		3		固定	

	午後10時から 午前零時まで	1		固定	
				携帯	
		2		固定	
				携帯	
		3		固定	
				携帯	

